

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	第4回武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会
開 催 日 時	令和2年1月23日（木） 午後5時30分～午後7時40分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：木村委員（座長）、押本委員、榎本委員、大谷委員（副座長）、 武内委員、江郷委員、草間委員、宮崎委員、小林委員 欠席者：榎戸委員、田中委員 事務局：健康福祉部地域福祉課長、同課市民なやみごと相談係係長、同係 主事、委託業者1人
議 題 等	1 報告 (1) 第3回武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会の会議結果について (2) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会について 2 議題 (1) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン（素案）について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：武蔵村山市子どもの未来応援プラン（素案）について 第3章から第4章の内容については、委員からの意見を踏まえ、次回の会議までに事務局にて修正を行うこと。 議題2：その他 第5回の会議は2月27日（木）を予定している。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	1 報告 報告事項1：第3回武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会の会議録について (事務局) 「武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会に関する運営要領」に基づき、会議録の要旨を取りまとめたものである。 この会議録については、本日の会議資料配布の際、発言の真意が表現されていない箇所、不適当な表現等があったら事務局まで連絡をもらうことになっていたが、本日まで意見はなかった。会議録については確定すれば、今後会議資料と合わせて市のホームページで公開することとなる。 (座 長) 会議録について、質問、意見はあるか。なければこの内容で確定ということではよろしいか。 (委 員) 異議なし。 報告事項2：武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会について (事務局) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会について、改めて確認をさせていただく。策定懇談会設置要綱では、「子どもの未来応援プランの素案の作成に関し必要な事項を検討審議し、その結果を市長に報告する。」と定められていることから、最終的に、懇談会委員の皆様からいただいた意見をもとに報告書を作成する必要がある。 ここで、資料4を御覧いただきたい。6月議会で決定をいただくに当たり、庁内で必要な会議等を前回お示したスケジュール案に追記している。懇談会委員の皆様からいただいた意見をもとに作成する報告書は、3月中旬の調整会議の前に行う必要がある。 これまで3回の会議を開催し、多くの意見をいただいたので、事務局としては、本日の会議をもって、報告書の作成にうつりたいと考え

ている。

前回お示したスケジュール案では、パブリックコメント後にも会議を開催する予定としていたが、策定懇談会委員の任期は、市長への報告の終了をもって満了することから、今回の会議でいただいた意見をもとに報告書を作成し、次回の会議で委員の皆様はその報告書の確認をいただき、後日座長から市長へ報告書を手交していただきたいと考えている。

したがって、懇談会の会議は、本日と次回の会議をもって最後とさせていただきます。

(座長) このスケジュールで進めていくということによろしいか。

(委員) 異議なし。

議題1：武蔵村山市子どもの未来応援プラン（素案）について

(事務局) 資料3「武蔵村山市子どもの未来応援プラン（素案）」について説明。

－質疑・意見等－

(座長) 17頁、計画の対象、18歳未満で経済的困難を抱える・・・となることだが、全ての子どもを対象とする、というかたちにしてほしい。他の委員の御意見はいかがか。

(委員) 経済的困難を抱える子どもを対象とすると、子どもの貧困問題が経済的な面だけでくくられてしまうのではないか。

(事務局) 法改正や大綱の改訂でも全ての子どもに対してのものと変わっているので、それに沿い変更を検討したい。

(座長) 生活困窮という言葉についても考慮してもらいたい。

(委員) 現場の感覚だと、世帯収入や現在の家庭の状況だけではくくれない、線引きできないと思う。

(座長) 18頁、基本理念について意見はあるか。

(座長) 21頁の基本目標5、資料2の16にある変更は今回素案で修正されていないのではないか。

(委員) ここは妊娠中のことも加えたいくらいである。

(座長) 児童福祉や母子保健の領域から言うと、妊娠から対象となる。未来応援プランであれば、やはり妊娠中からの支援と入れるべきではないか。

(委員) 妊娠した時に、母親が貧困で食べ物が食べられないなどとなると、子どもに影響が出る。

(座長) 児童福祉法では18歳未満と線引きがあるが、その子どもが次に親になる準備も含めて、支援はライフステージの中で考えるものである。子どもが宿って巣立っていくところまで広くとりながら文章化してほしい。

(副座長) 母子手帳が発行されたその時点からの取組が必要である。

(事務局) 妊娠、出産時から、と改める。

(委員) 出産で切るべきと思う。出産後からでよいと思う。そうでないときりがない。民法では、生まれてからが権利能力として認知されることになる。そこからが基本的人権の生じる人間ということである。

(座長) 赤ちゃんが宿って生まれるところからも市では施策を考えているので、市で検討してほしい。また、小中学校卒業後まで、とするよりも18歳までを主に、とした方が幅が広がるのでよいと思う。

(座長) 22頁からの第3節はいかがか。

(委員) 施策連携の図で「市民なやみごと相談係」がなくなったのはどういう意図か。窓口はいっぱいあるから取ったということか。

(事務局) 後に続く施策の連携のイメージ図であり、窓口、組織名や庁内の会議体の名称などまでの具体名はそぐわないだろうという庁内意見から

	<p>外したものである。</p> <p>(座 長) それがなくなると、家庭からの相談が「基本目標1」に入るように見える。上からの矢印が1だけでなく、2にも3にも入るのだろう。</p> <p>(座 長) 図のどこかに「地域」という言葉が入るとよい。6は社会全体でよいと思うが。全ての子どもたちも地域で暮らしているし、社会で支えるのも地域である。</p> <p>(事務局) 1から6を囲む。武蔵村山市の地域といった囲みを入れ、そこに向けて矢印が伸びるといったかたちではどうか。文章等でも「地域」のニュアンスを入れていくよう検討したい。</p> <p>(座 長) 第2章「計画の概要」の表題は「応援プランの概要」という柔らかい表現にしてはどうか。初出のところで、正式名称は武蔵村山応援プラン（以下応援プランとする）と記載して、あとは応援プランとした方が親しみやすいと思う。</p> <p>(事務局) 施策等連携のイメージは、応援プランによる連携のイメージ、など変更していきたい。他も、可能なところは「計画」を「応援プラン」としていくよう検討する。</p> <p>(座 長) その方がやわらかくてよいと思う。</p> <p>(委 員) 基本目標で、「支援」「応援」と言葉がちがうのはなぜか</p> <p>(事務局) 応援という言葉は、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトの施策の方向性を参考としたもので、本計画のタイトルも応援プランとしている。経済的支援は、手当等なので経済的応援とするのはおかしいためこうなっている。</p> <p>(座 長) 24頁から、第4章についてはどうか。</p> <p>(座 長) それぞれにある主たる対象は、これでよいのか。</p> <p>(事務局) 東京都の施策一覧を参考につけたものであるが、生活困窮の世帯など、はっきりと切り分けできないものもあり、ほとんどが全ての子ども・家庭であり、東京都の表現以外のものも登場してきており、各施策のところに付けておくのは無理が出てきているようにも思える。</p> <p>(委 員) 23頁の書き方について。支援につなげる・支援につなぐ、というのはいよとして、学び、生活を応援、もわかるが、仕事を応援というのはよくわからない。ハローワークやひとり親家庭の自立支援なども含まれてきており、あまり多く盛り込んで、あまり給付を多くしても成果は限られる。子どもの学びと生活の2と3に絞った方がよいのではないかと今更ながらに思う。いつも悩むところで、結論は言えないが、難しい社会政策の問題と考える。議論の対象は2と3にしぼって、4と5はひと通りあればよいのではないか。スタッフもこの数人でこれだけの内容を扱っていくのは大変だろうし。項目を削ってはどうか。</p> <p>(委 員) 1から5が丸でつながっているが、順番があるように見えてしまう。</p> <p>(事務局) 1は全体的に子どもと家庭からの悩みを受け、その下の2～5は円でつなげず並列に並べ、それを6が下から支えるといった図にすることで検討したい。</p> <p>(座 長) 各施策にある「主たる対象」は、はずしてもよいと考える。対象層が明確に限られているもの、給付金などは、それを示すように概要説明内などに書けばよく、もともと全ての子ども・家庭を対象とする施策がほとんどなので、なくしてよい。</p> <p>(座 長) 27頁からの、学びを応援についてはどうか。</p> <p>(委 員) 28頁の特別支援学級、「心身に障害のある子ども」とあるが、知的障害の子も含まれるのでここは適切な言葉にかえた方がよい。「心身」を取る方が適切と思われる。</p> <p>(委 員) 特別支援教室は障害の中でも発達障害か。</p> <p>(委 員) 特別支援教室は発達障害の子どもである。</p>
--	---

(委員) 前回あった児童館の時間の延長がなくなっている。今、中学生や高校生の居場所がなくなっている。お金を使わずに安心していただける場所で学校以外のところがない。なぜなくなったのか。

(事務局) 主管課からの要望で取ったものである。やる予定がないためとのこと。子どもの居場所については、子どもカフェ事業の方で、中学生以上の子どもを受け入れてもいいのではないかと事務局では考えている。

(座長) 35頁の生活応援の子どもの居場所づくりの子どもカフェ事業などで扱っていくとのことだが、そうであれば、児童館の充実、子どもカフェ事業に、中学・高校生の安心な居場所という記載をしてはどうか。

(事務局) 「学びを応援」に再掲することでよいだろうか。

(座長) 「学びを応援」に載せることが必要ということではない。子どもカフェや児童館で中高生を受け入れていく主旨を入れてほしいということである。

(事務局) 本市では年齢を制限しない子どもカフェもあるので(高齢の方を対象としているが)、その旨記載を追加したい。

(委員) そういう子どもカフェがあるのか。

(事務局) 1か所ある。

(座長) 以前は自習室の解放という面から、学習応援にあったが、今回記載追加の主旨から言えば、生活を応援で場所はよい。

(座長) 32頁、第3節の文章などは就学前に逆に偏っているように見える。ここで中高生について入れた方がよい。就学児童、学齢期、その後など、35頁の居場所などはそれにあたるので、3節冒頭の説明書きにその旨の記載を。

(座長) 一部話が先行したが、32頁からの第3節について他に何か。

(委員) なし。

(座長) 41頁からの、仕事を応援についてはどうか。制度化されたものが並んでいる印象の節である。

(委員) なし。

(座長) 44頁からの、節経済的な支援についてはどうか。

(座長) ここは、対象層が定まっているものは説明文内でわかるようにしておくということをお願いする。

(座長) 47頁からの、社会全体で応援についてはどうか。

(座長) これまでの議論を基に、地域での支え合いなどを入れていただいたところである。

(委員) なし。

(座長) 50頁の表は、「経済状況によらない・・・」を一番上にもってきてはどうか？

(事務局) これは都の一覧にはないものである。全体にかかるものなので、一番上に置くこととしたい。

(座長) 新しい大綱でも全ての子ども対象なのだから全ての子どもから始めるのが良い。

(事務局) 資料編の76頁から、国の指標を追加した。

(座長) 国の指標について。関連データの各所に記載あるのは、指標の出所、厚労省の調査などと枠下を書いてあるのでそれでよく、例えば32頁、「ひとり親家庭で養育費についての取決め・・・」に「子どもの貧困対策指標」とあるのは取るべきである。

(事務局) 御指摘の通り、各所そこの部分は取る。国では大綱で貧困対策の進みを確認するための指標を設定している旨を頭のところで書き、関連データのところには「子どもの貧困対策指標」という表記を取り、出典はそのまま残すこととする。

	<p>議題2：その他</p> <p>(座 長) 今後の予定について。</p> <p>(事務局) 次回の会議の日程は、2月27日(木)ということで前回調整をさせていただいた。現在、その日程を進めている。</p> <p>会議の開催通知については、会議資料とともに、別途送付させていただきます。</p> <p>(座 長) 次回会議は、2月27日(木)でよろしいか。</p> <p>(委 員) 異議なし。</p> <p>(座 長) 次回懇談会は、2月27日(木) 17:30からとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p>■公 開 傍聴者： _____ 1人</p> <p><input type="checkbox"/>一部公開</p> <p><input type="checkbox"/>非 公 開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p style="font-size: 2em;">()</p>
-------------------------	---

<p>会議録の開示・ 非開示の別</p>	<p>■開 示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示 (根拠法令等： _____)</p> <p><input type="checkbox"/>非 開 示 (根拠法令等： _____)</p>
--------------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>健康福祉部 地域福祉課 (内線：155)</p>
--------------	-----------------------------

(日本工業規格A列4番)